

香川大学医学部附属病院
医師主導治験に係る標準業務手順書

2025 年 10 月 3 日 改訂第 7.1 版

目 次

治験の原則

第1章 目的と適用範囲

第1条 目的と適用範囲

第2章 病院長の業務

第2条 治験の申請等

第3条 治験実施の了承等

第3条の2 治験の実施に関する合意書

第4条 治験の継続

第5条 治験実施計画書等の変更

第6条 治験実施計画書からの逸脱

第7条 重篤な有害事象の発生

第8条 新たな安全性に関する情報の入手

第9条 治験の中止等

第10条 直接閲覧

第3章 治験審査委員会

第11条 治験審査委員会及び治験審査委員会事務局の設置

第12条 治験審査委員会の運営

第13条 治験の継続

第14条 外部治験審査委員会の選定

第15条 外部審査委員会との契約

第16条 治験の専門的事項に関する調査・審議

第17条 外部治験審査委員会への依頼等

第4章 治験責任医師の業務

第18条 治験責任医師の要件

第19条 被験者となるべき者の選定

第20条 手続き等

第21条 実施等

第22条 治験使用薬の使用等

第23条 治験中の副作用等報告

第24条 症例報告書等

第25条 治験の中止等

第26条 治験分担医師等の変更

第27条 被験者の同意の取得

第28条 被験者に対する医療

第 29 条 治験実施計画書からの逸脱

第 5 章 治験薬又は治験使用薬等の管理

第 30 条 治験薬又は治験使用薬等の管理

第 6 章 記録等の保存

第 31 条 記録等の保存責任者

第 32 条 記録等の保存期間

第 7 章 治験事務局

第 33 条 治験事務局の設置及び業務

第 8 章 業務の委託

第 34 条 業務委託の契約

第 9 章 自ら治験を実施しようとする者の業務（治験の準備）

第 35 条 治験実施体制等

第 36 条 非臨床試験成績等の入手

第 37 条 治験実施計画書の作成及び改訂

第 38 条 治験薬概要書の作成及び改訂

第 39 条 説明文書の作成及び改訂

第 40 条 被験者に対する補償措置

第 41 条 病院長への文書の事前提出

第 42 条 治験計画等の届出

第 43 条 情報の公開

第 10 章 自ら治験を実施する者の業務（治験の管理）

第 44 条 治験薬又は治験使用の入手・管理等

第 45 条 治験調整医師及び治験調整委員会

第 46 条 効果安全性評価委員会の設置

第 47 条 治験に関する副作用等の報告

第 48 条 モニタリングの実施等

第 49 条 監査

第 50 条 治験の中止等

第 51 条 総括報告書の作成

第 52 条 記録の保存等

治験の原則

香川大学医学部附属病院で行われる医師主導治験（以下「治験」という。）は、次に掲げる原則に則って実施されなければならない。

1. 治験は、ヘルシンキ宣言に基づく倫理的原則、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、「医薬品医療機器等法」という。）、同施行令、同施行規則、GCP省令、GCP省令に関する通知、香川大学医学部附属病院治験受託取扱細則（以下「治験取扱細則」という。）及び香川大学医学部附属病院治験審査委員会規程（以下「治験審査委員会規程」という。）を遵守して行うこと。
2. 治験を開始する前に、個々の被験者及び社会にとって期待される利益と予想される危険及び不便とを比較考量すること。期待される利益によって危険を冒すことが正当化される場合に限り、治験を開始し継続すべきである。
3. 被験者の人権の保護、安全の保持及び福祉の向上に対する配慮が最も重要であり、科学と社会のための利益よりも優先されるべきである。
4. 治験薬に関して、その治験の実施を支持するのに十分な非臨床試験及び臨床試験に関する情報が得られていること。
5. 治験は科学的に妥当でなければならず、治験実施計画書にその内容が明確かつ詳細に記載されていること。
6. 治験は、香川大学医学部附属病院治験審査委員会（以下「治験審査委員会」という。）が事前に承認した治験実施計画書等を遵守して実施すること。
7. 被験者に対する医療及び被験者のためになされる医療上の決定に関する責任は、医師が常に負うこと。
8. 治験の実施に関与する者は、教育、訓練及び経験により、その業務を十分に遂行しうる要件を満たしていること。
9. 全ての被験者から、治験に参加する前に、自由意思によるインフォームド・コンセントを得ること。
10. 治験に関する全ての情報は、正確な報告、解釈及び検証が可能なように記録し、取扱い、及び保存すること。
11. 被験者の身元を明らかにする可能性のある記録は、被験者のプライバシーと秘密の保全に配慮して保護すること。
12. 治験薬の製造、取扱い、保管及び管理は、「治験薬の製造管理、品質管理等に関する基準（治験薬GMP）について」（平成20年7月9日付け薬食発第0709002号厚生労働省医薬食品局長通知。以下、「治験薬GMP通知」という。）を遵守して行うこと。治験薬は治験審査委員会が事前に承認した治験実施計画書を遵守して使用すること。
13. 治験のあらゆる局面の質を保証するための手順を示したシステムを運用すること。
14. 治験に関連して被験者に健康被害が生じた場合には、過失によるものであるか否かを問わず、被験者の損失は適切に補償すること。その際、因果関係の証明等について被験者に負担を課することがないようにすること。

第1章 目的と適用範囲

（目的と適用範囲）

第1条 本手順書は、平成9年厚生省令第28号（GCP省令）、平成17年厚生労働省令第36号（医療機器GCP省令）、平成26年厚生労働省令第89号（再生医療等製品GCP省令）、関連する通知、治験取扱細則及び治験審査委員会規程に基づいて、治験の実施に必要な手続きと運営に関する手順、治験審査委員会の運営に関する手続き及び記録の保存方法を定めるものである。

2 本手順書は、医薬品等の製造販売承認申請又は承認事項一部変更承認申請の際に提出すべき資料の収集のために行う治験に対して適用する。

3 医療機器の治験を行う場合には、本手順書において、「医薬品」とあるのを「医療機器」、「治験薬」とあるのを「治験機器」、「治験使用薬」とあるのを「治験使用機器」、「被験薬」とあるのを「被験機器」、「有害事象」とあるのを「有害事象及び不具合」、「GCP省令」とあるのを「医療機器GCP省令」等にそれぞれ読み替えること。なお、GCP省令の各条項は、医療機器GCP省令の該当する各条項に読み替えること（該当する各条項は別表を参照）。

4 再生医療等製品の治験を行う場合には、本手順書において、「医薬品」とあるのを「再生医療等製品」、「治験薬」とあるのを「治験製品」、「治験使用薬」とあるのを「治験使用機器」、「被験薬」とあるのを「被験製品」、「有害事象」とあるのを「有害事象及び不具合」、「GCP省令」とあるのを「再生医療等製品GCP省令」等にそれぞれ読み替えること。なお、GCP省令の各条項は、再生医療等製品GCP省令の該当する各条項に読み替えること（該当する各条項は別表を参照）。

5 本手順書において「自ら治験を実施する者」とは、「自ら治験を実施しようとする者」または「自ら治験を実施する者」をいい、自ら治験を実施するために治験の準備、管理および実施に責任を負う者であって、病院において、「治験責任医師」となるべき医師、歯科医師をいう。この手順書においては、治験の準備および管理の業務を行う場合は、「自ら治験を実施する者」と呼び、治験責任医師として治験を実施する場合は「治験責任医師」と呼ぶこととする。また、同一の治験実施計画書に基づき複数の実施医療機関において共同の治験を実施する場合で「治験調整医師」または「治験調整委員会」等を置き、治験の準備および管理に関する業務の一部を委嘱する場合にあっては、委嘱した業務に関して「自ら治験を実施する者」を「治験調整医師」または「治験調整委員会」等に適宜読み替えるものとする。

6 本手順書における「(医)書式」は、「治験の依頼等に係る統一書式」を用いることとする。

7 本手順書の改訂があった場合、改訂内容は改訂日から適用されるが、改訂から3ヶ月以内に実施される事柄については、治験事務局の許可を得て、改訂前の手順によっても良い。また、統一書式の改訂があった場合は本手順書の改訂前でも使用可能とする。なお、治験審査委員会規程及び治験取扱細則の改訂に伴う変更はこの限りではない。

第2章 病院長の業務

（治験の申請等）

第2条 病院長は、事前に治験責任医師となるべき者より提出された治験分担医師・治験協力者リスト（(医)書式2）に基づき、関連の重要な業務の一部を分担させる者を予め了承すること。病院長が了承した治験分担医師・治験協力者リスト（(医)書式2）は、治験責任医師となるべき者に提出し、その写を保存すること。

2 病院長は、自ら治験を実施しようとする者（治験責任医師）より、治験実施申請書（（医）書式3）により申込みを受けた場合には、第12条6項に定める資料（以下「審査資料等」という。）を提出させること。

（治験実施の了承等）

第3条 病院長は、自ら治験を実施しようとする者（治験責任医師）に対して治験の実施を了承する前に、審査資料等及び治験審査依頼書（（医）書式4）を治験審査委員会（第14条第1項に基づく外部治験審査委員会を含む。以下同じ。）に提出し、治験の実施について治験審査委員会の意見を求めること。

2 病院長は、治験ごとに適切な治験審査委員会を選択し、調査・審議の依頼を行うこと

3 病院長は、治験審査委員会が治験の実施を承認する決定を下し、又は審査資料等について何らかの修正を条件に実施を承認する決定を下し、その旨を治験審査結果通知書（（医）書式5）により通知してきた場合、治験審査委員会の決定と病院長の指示・決定が同じである場合には、治験審査結果通知書（（医）書式5）の写に通知日及び実施医療機関の長欄を記載し、自ら治験を実施しようとする者（治験責任医師）に通知すること。異なる場合には、治験に関する指示・決定通知書（（医）参考書式1）を作成し、治験審査結果通知書（（医）書式5）の写を添付し、自ら治験を実施しようとする者（治験責任医師）に通知すること。

4 病院長は、治験審査委員会が、修正を条件に治験の実施を承認し、その点につき自ら治験を実施しようとする者（治験責任医師）が審査資料等を修正した場合には、治験実施計画書等修正報告書（（医）書式6）及び該当する審査資料等を提出させること。また、病院長は治験実施計画書等修正報告書（（医）書式6）と該当する審査資料等を治験審査委員会委員長に提出し、修正事項の確認を行うこと。

5 病院長は、治験審査委員会が治験の実施を却下又は保留する決定を下し、その旨を通知してきた場合には、治験の実施を了承することはできない。病院長は、治験の実施を了承できない旨の病院長の決定及びその理由を、治験審査結果通知書（（医）書式5）の写に通知日及び実施医療機関の長欄を記載し、自ら治験を実施しようとする者（治験責任医師）に通知すること。

6 病院長は、治験審査委員会が治験の実施を保留した場合は、自ら治験を実施しようとする者（治験責任医師）に回答書及び当該関連資料を提出させ、治験審査委員会の意見を再度求めること。

7 病院長は、自ら治験を実施しようとする者（治験責任医師）より治験審査委員会の審査結果を確認するために審査資料等の入手を求める旨の申し出があった場合には、これに応じること。

（治験の実施に関する合意書）

第3条の2 病院長は、医師主導治験の実施に関する合意書（香川大（医）書式2）により、自ら治験を実施する者（治験責任医師）と合意すること。

2 自ら治験を実施する者（治験責任医師）は、合意内容を確認すること。

3 病院長は、第1項の合意以降、自ら治験を実施する者（治験責任医師）より、当該合意の内容（自ら治験を実施する者（治験責任医師）の変更を含む）を変更する旨の連絡を受けた場合には、内容を確認した上、改めて合意すること。

（治験の継続）

第4条 病院長は、実施中の治験において少なくとも年1回、治験責任医師に治験実施状況報告書（（医）書式11）を提出させる。また、治験審査依頼書（（医）書式4）を治験審査委員会に提出し、治験の継続について治験審査委員会の意見を求めること。

2 病院長は、治験審査委員会の審査結果に基づく病院長の指示・決定が同じである場合には、治験審査結果通知書（（医）書式5）の写に通知日及び実施医療機関の長欄を記載し、自ら治験を実施する者（治験責任医師）に通知すること。異なる場合には、治験に関する指示・決定通知書（（医）参考書式1）を作成し、治験審査結果通知書（（医）書式5）の写を添付し、自ら治験を実施する者（治験責任医師）に通知すること。修正を条件に承認する場合は、第3条第3項に準じること。

3 病院長は、治験審査委員会が実施中の治験の継続審査において、治験審査委員会が既に承認した事項の取消し（治験の中止又は中断を含む）の決定を下し、その旨を通知してきた場合には、これに基づく病院長の指示・決定及びその理由を、治験審査結果通知書（（医）書式5）の写に通知日及び実施医療機関の長欄を記載し、自ら治験を実施する者（治験責任医師）に通知すること。

4 病院長は、自ら治験を実施する者（治験責任医師）より治験審査委員会の継続審査の結果を確認するために審査資料等の入手を求める旨の申し出があった場合には、これに応じること。

5 病院長は、モニタリング報告書又は監査報告書を受けた場合には、当該治験が適切に行われているかどうか又は適切に行われたかどうかについて、治験審査委員会の意見を求めること。

（治験実施計画書等の変更）

第5条 病院長は、治験の実施期間中に審査資料等が追加、更新又は改訂された場合には、自ら治験を実施する者（治験責任医師）より、それらの該当する審査資料等のすべてを速やかに提出させること。

2 病院長は、自ら治験を実施する者（治験責任医師）より、治験に関する変更申請書（（医）書式10）の提出があった場合には、治験の継続の可否について、治験審査委員会の意見を求めること。これに基づく病院長の指示・決定が同じである場合には、治験審査結果通知書（（医）書式5）の写に通知日及び実施医療機関の長欄を記載し、自ら治験を実施する者（治験責任医師）に通知すること。異なる場合には、治験に関する指示・決定通知書（（医）参考書式1）を作成し、治験審査結果通知書（（医）書式5）の写を添付し、自ら治験を実施する者（治験責任医師）に通知すること。

3 病院長は、自ら治験を実施する者（治験責任医師）より、前項に該当しないその他の報告があった場合には、必要に応じ、治験審査委員会へ報告すること。

（治験実施計画書からの逸脱）

第6条 病院長は、治験責任医師又は治験分担医師が被験者の緊急の危険を回避するためその他医療上やむを得ない理由により治験実施計画書からの逸脱を行った場合には、治験責任医師より所属する診療科等の長に報告し承認を得た上で、緊急の危険を回避するための治験実施計画書からの逸脱に関する報告書（（医）書式8）を可能な限り早急に病院長に提出させるとともに、治験審査委員会の意見を求めること。これに基づく病院長の指示・決定が同じである場合には、治験審査結果通知書（（医）書式5）の写に通知日及び実施医療機関の長欄を記載し、自ら治験を実施する者（治験責任医師）に通知すること。異なる場合には、治験に関する指示・決定通知書（（医）参考書式1）を作成し、治験審査結果通知書（（医）書式5）の写を添付し、自ら治験を実施する者（治験責任医師）に通知すること。

（重篤な有害事象の発生）

第7条 病院長は、治験責任医師より重篤な有害事象発生の報告（（医）書式12及び詳細記載用書式）があった場合には、治験の継続の可否について、治験審査委員会の意見を求めること。これに基づく病院長の指示・決定が同じである場合には、治験審査結果通知書（（医）書式5）の写に通知日及び実施医療機

関の長欄を記載し、自ら治験を実施する者（治験責任医師）に通知すること。異なる場合には、治験に関する指示・決定通知書（（医）参考書式１）を作成し、治験審査結果通知書（（医）書式５）の写を添付し、自ら治験を実施する者（治験責任医師）に通知すること。

２ 病院長は、当該治験が医療機器または再生医療等製品に係るものであり、治験責任医師より重篤な有害事象発生のおそれがあるとの報告（（医）書式１４又は１９、及び詳細記載用書式）があった場合には、治験の継続の可否について、治験審査委員会の意見を求めること。これに基づく病院長の指示・決定が同じである場合には、治験審査結果通知書（（医）書式５）の写に通知日及び実施医療機関の長欄を記載し、自ら治験を実施する者（治験責任医師）に通知すること。異なる場合には、治験に関する指示・決定通知書（（医）参考書式１）を作成し、治験審査結果通知書（（医）書式５）の写を添付し、自ら治験を実施する者（治験責任医師）に通知すること。

（新たな安全性に関する情報の入手）

第８条 病院長は、自ら治験を実施する者（治験責任医師）より安全性情報等に関する報告書（（医）書式１６）を入手した場合には、治験の継続の可否について治験審査委員会の意見を求めること。これに基づく病院長の指示・決定が同じである場合には、治験審査結果通知書（（医）書式５）の写に通知日及び実施医療機関の長欄を記載し、自ら治験を実施する者（治験責任医師）に通知すること。異なる場合には、治験に関する指示・決定通知書（（医）参考書式１）を作成し、治験審査結果通知書（（医）書式５）の写を添付し、自ら治験を実施する者（治験責任医師）に通知すること。なお、被験者の安全又は当該治験の実施に影響を及ぼす可能性のある重大な新たな情報には、以下のものが含まれる。

- ① 他施設で発生した重篤で予測できない副作用
- ② 重篤な副作用又は治験薬及び市販医薬品の使用による感染症の発生数、発生頻度、発生条件等の発生傾向が治験薬概要書から予測できないもの
- ③ 死亡又は死亡につながるおそれのある症例のうち、副作用によるもの又は治験薬及び市販医薬品の使用による感染症によるもの
- ④ 副作用又は治験薬及び市販医薬品の使用による感染症の発生数、発生頻度、発生条件等の発生傾向が著しく変化したことを示す研究報告
- ⑤ 治験の対象となる疾患に対し効能又は効果を有しないことを示す研究報告
- ⑥ 副作用又は感染症によりがんその他の重大な疾病、障害又は死亡が発生するおそれがあることを示す研究報告
- ⑦ 当該被験薬と同一成分を含む市販医薬品に係る製造又は販売の中止、回収、廃棄その他の保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するための措置の実施

（治験の中止等）

第９条 病院長は、治験責任医師が治験を中止、中断又は終了し、その旨を治験終了（中止・中断）報告書（（医）書式１７）により報告してきた場合には、その写に通知日及び実施医療機関の長欄を記載し、速やかに治験審査委員会にその旨を通知すること。

２ 病院長は、自ら治験を実施する者が治験の中止又は中断、若しくは開発の中止を決定し、その旨を開発の中止等に関する報告書（（医）書式１８）により通知してきた場合には、その写に通知日及び実施医療機関の長欄を記載し、速やかに治験審査委員会にその旨を通知すること。なお、通知の文書には、中止又は中断についての詳細が説明されていること。

(直接閲覧)

第 10 条 病院長は、自ら治験を実施する者の指定する者によるモニタリング、監査並びに治験審査委員会及び規制当局による調査を受け入れ、これに協力すること。また、モニター、監査担当者、治験審査委員会又は規制当局の求めに応じ、原資料等の全ての治験関連記録を直接閲覧に供すること。なお、病院長は、これらによる調査が適切かつ速やかに行われるよう協力すること。

第 3 章 治験審査委員会

(治験審査委員会及び治験審査委員会事務局の設置)

第 11 条 病院長は、治験を行うことの適否その他の治験に関する調査・審議を行わせるため、治験審査委員会規程に基づいて治験審査委員会を院内に設置すること。

2 病院長は、自らが設置する治験審査委員会に出席することはできるが、委員になること並びに審議及び採決に参加してはならない。

3 病院長は、本業務手順書及び委員名簿をホームページ等で公表すること。なお、本業務手順書又は委員名簿の変更があった場合には、直ちに、既存の公表内容を更新するとともに、その履歴を確認できるよう記録を残しておくこと。

4 病院長は、治験審査委員会の会議の記録の概要を、治験審査委員会の開催後 2 か月以内を目処に、ホームページ等で公表すること。自ら治験を実施する者より、その内容に自ら治験を実施する者の知的財産権を侵害する内容が含まれていないか事前に確認したい旨の求めがあった場合には、求めに応じるとともに、必要があればマスキングなどの措置を講じた上で公表すること。

5 病院長は、治験審査委員会の業務の円滑化を図るため、治験審査委員会規程に基づき臨床研究支援センター内に治験審査委員会事務局を設置すること。

(治験審査委員会の運営)

第 12 条 治験審査委員会は、治験を行うことの適否その他の治験に関する調査・審議を行うこと。

2 判定は次の各号のいずれかによる。

- (1) 承認
- (2) 修正の上で承認
- (3) 却下
- (4) 既承認事項の取り消し（治験の中止又は中断を含む）
- (5) 保留

3 治験審査委員会は、審議終了後速やかに病院長に治験審査結果通知書（(医)書式 5）により報告し、以下の事項を記載すること。

- (1) 治験に関する委員会の決定
- (2) 決定の理由
- (3) 修正条件がある場合には、その条件
- (4) 治験審査委員会の名称と所在地
- (5) 治験審査委員会が G C P 省令に従って組織され、活動している旨を治験審査委員会が自ら確認し保証

する旨の陳述

4 治験審査委員会で決定された従前の事項については、これに従うものとする。尚、治験審査委員会の決定に対する異議申し立てがある場合には、病院長に文書をもって異議を申し立てること。

5 治験審査委員会は、修正を条件に治験の実施を承認し、その点につき自ら治験を実施する者（治験責任医師）が審査資料等を修正した場合には、治験実施計画書等修正報告書（（医）書式6）及び該当する審査資料等を病院長より入手し、修正事項の確認を行うこと。また、修正事項の確認は、治験審査委員会委員長が行うこと。

6 治験審査委員会は、その責務の遂行のために、次の最新の資料を病院長より入手すること。

- (1) 治験実施計画書
- (2) 症例報告書の見本（記載すべき事項が治験実施計画書において十分読み取れない場合）
- (3) 同意文書及び説明文書
- (4) 被験者の募集手順（広告等）に関する資料（募集する場合）
- (5) 治験薬概要書
- (6) モニタリングに関する手順書
- (7) 監査に関する計画書及び業務に関する手順書
- (8) 治験薬の管理に関する事項を記載した文書
- (9) G C P省令の規定により自ら治験を実施する者及び実施医療機関に従事するものが行う通知に関する事項を記載した文書
- (10) 被験者の安全等に係る報告
- (11) 被験者への支払いに関する資料（支払いがある場合）
- (12) 被験者の健康被害に対する補償に関する資料
- (13) 治験責任医師の履歴書及び治験分担医師となるべき者の氏名を記載した文書
（必要に応じて履歴書）
- (14) 予定される治験の費用に関する資料（必要と認める場合）
- (15) 実施医療機関が自ら治験を実施する者の求めに応じて第31条第1項各号に掲げる記録（文書を含む。）を閲覧に供する旨を記載した文書
- (16) 実施医療機関がG C P省令又は治験実施計画書に違反することにより適正な治験に支障を及ぼしたと認める場合（第25条第1項に規定する場合を除く。）には、自ら治験を実施する者は治験を中止することができる旨を記載した文書
- (17) その他治験が適正かつ円滑に行われることを確保するために必要な事項を記載した文書
- (18) 治験の現況の概要に関する資料（継続審査の場合）
- (19) その他治験審査委員会が必要と認める資料

7 治験審査委員会は、次の事項についてそれぞれ事態の緊急性に応じて速やかに調査・審議し、記録を作成すること。

- (1) 治験を実施することの倫理的、科学的及び医学的・薬学的見地からの妥当性に関する事項
 - ① 医療機関が十分な臨床観察及び試験検査を行うことができ、かつ、緊急時に必要な措置を採ることができるなど当該治験を適切に実施することができるか否かを検討すること。
 - ② 治験責任医師及び治験分担医師が当該治験を実施する上で適格であるか否かを検討すること。
 - ③ 治験の目的、計画及び実施が妥当なものであること。
 - ④ 被験者の同意を得るに際しての同意文書及び説明文書の内容が適切であること。

- ⑤ 被験者の同意を得る方法が適切であること。
- ⑥ 被験者への健康被害に対する補償の内容が適切であること。
- ⑦ 被験者に対する支払いがある場合には、その内容・方法が適切であること。
- ⑧ 被験者の募集手順（ポスター等）がある場合には、募集の方法が適切であること。

(2) 治験実施中又は終了時に行う調査・審議事項

- ① 被験者の同意が適切に得られていること。
- ② 以下にあげる治験実施計画書の変更の妥当性を調査・審議すること。
 - イ 被験者に対する緊急の危険を回避するなど医療上やむを得ない事情のために行った治験実施計画書からの逸脱又は変更
 - ロ 被験者に対する危険を増大させるか又は治験の実施に重大な影響を及ぼす、あらゆる変更
- ③ 治験実施中に本院で発生した重篤な有害事象について検討し、当該治験の継続の可否を審議すること。
- ④ 被験者の安全又は当該治験の実施に悪影響を及ぼす可能性のある重大な新たな情報について検討し、当該治験の継続の可否を審議すること。
- ⑤ 治験の実施状況について少なくとも1年に1回以上調査すること。
- ⑥ モニタリング報告書又は監査報告書を確認し、当該治験の実施の適切性について審議すること。
- ⑦ 治験の終了、治験の中止又は中断及び開発の中止を確認すること。

(3) その他治験審査委員会が求める事項

- 8 治験審査委員会は、審議及び採決に参加した委員名簿（各委員の資格及び職名を含む）に関する記録及び審議記録を作成し保存すること。
- 9 治験審査委員会は、治験責任医師に対して治験審査委員会が治験の実施を承認し、これに基づく病院長の指示・決定が文書で通知される前に被験者を治験に参加させないように求めること。

（治験の継続）

第13条 治験審査委員会は、実施中の治験について、少なくとも1年に1回の頻度で、治験が適切に実施されているか否かを継続的に審査すること。

なお、必要に応じて治験の実施状況について調査し、必要な場合には、病院長に意見を文書で通知すること。

2 治験審査委員会は、承認済の治験について、治験期間内の軽微な変更の場合には、迅速審査を行うことができる。

また、迅速審査の対象か否かの判断は治験審査委員会委員長が行い、第12条第2項に基づき判定し、第12条第3項に基づき病院長に報告し、治験審査委員会において迅速審査の内容と判定を報告する。

なお、軽微な変更とは以下のものをいう。

- (1) 変更により生ずる危険性が、被験者の日常生活における危険性又は通常行われる理学的あるいは心理学的検査における危険性より高くない変更。ただし、何らかの身体的侵襲を伴う検査を伴う変更は除く。
- (2) 実施中の各治験における、治験分担医師の変更。
- (3) 被験者への支払に関する変更。
- (4) その他、治験審査委員会が認めるもの。

（外部治験審査委員会の選定）

第14条 病院長は、治験取扱細則第3条の2第2項の規定により、必要に応じ他の医療機関等の長が設置する治験審査委員会（以下「外部治験審査委員会」という。）を選択し、調査・審議を委託することができる。

2 病院長は外部治験審査委員会に調査・審議を依頼する場合には、次の各号により適切に調査・審議することが可能か確認すること。

(1) 医療法（昭和23年法律第205号）第4条の3第1項の規定に基づく臨床研究中核病院を称する医療機関が設置した治験審査委員会、もしくはそれと同等の要件を満たす医療機関が設置した治験審査委員会であること。

(2) 調査・審議を行うために十分な人員が確保されていること。

(3) 倫理的、科学的及び医学的・薬学的観点から審議及び評価することができること。

(4) 治験の開始から終了に至るまで一貫性のある調査・審議が行えること。

(5) その他、GCP省令を遵守する上で必要な事項。

3 病院長は、本条第2項の規定により外部治験審査委員会の適格性を判断するにあたり、以下の最新の資料を確認すること。

(1) 治験審査委員会標準業務手順書

(2) 委員名簿

(3) その他必要な事項

4 病院長は、外部治験審査委員会に調査・審議を依頼するにあたり、GCP省令第27条第1項第2号から第8号の治験審査委員会を選択する場合には当該治験審査委員会に関する以下の事項について確認する。

(1) 定款、その他これに準ずるものにおいて、治験審査委員会を設置する旨の定めがあること。

(2) その役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。次号において同じ。）のうちに医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療関係者が含まれていること。

(3) その役員に占める次に掲げる者の割合が、それぞれ3分の1以下であること。

① 特定の医療機関の職員その他の当該医療機関と密接な関係を有する者

② 特定の法人の役員又は職員その他の当該法人と密接な関係を有する者

(4) 治験審査委員会の設置及び運営に関する業務を適確に遂行するに足る財産的基礎を有していること。

(5) 財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書その他の財務に関する書類をその事務所に備えて置き、一般の閲覧に供していること。

(6) その他治験審査委員会の業務の公正かつ適正な遂行を損なうおそれがないこと。

（外部治験審査委員会との契約）

第15条 病院長が外部治験審査委員会に治験の調査・審議を依頼する場合には、当該治験審査委員会の設置者と学長が事前に契約を締結する。なお、契約にあたっては、以下の内容を含むものとする。

(1) 当該契約を締結した年月日

(2) 本院及び当該治験審査委員会の設置者の名称及び所在地

(3) 当該契約に係る業務の手順に関する事項

(4) 当該治験審査委員会が意見を述べるべき期限

(5) 被験者の秘密の保全に関する事項

(6) その他必要な事項

(治験の専門的事項に関する調査・審議)

第 16 条 病院長は第 3 条第 1 項の規定により治験審査委員会の意見を聴くにあたり、治験を行うことの適否の判断の前提となる特定の専門的事項を調査・審議させるため必要があると認めるときは、当該治験審査委員会委員長と協議の上、承諾を得て、治験審査依頼書((医)書式 4)により当該専門的事項について当該治験審査委員会以外の治験審査委員会（以下、専門治験審査委員会という。）の意見を聴くことができる。

2 病院長は前項の規定により専門的事項について他の治験審査委員会に意見を聴くにあたっては少なくとも、当該治験について第 3 条第 2 項の規定により調査・審議を依頼することとなった治験審査委員会について以下の事項について考慮する。

(1)調査・審議の対象となる治験の実施又は継続の適否について調査・審議を十分に行うに足りる専門性を有しているか否か。

(2)前号において専門性が不足している場合、不足している専門性は外部から科学的な意見を聴くことのみにより補完されるものであるか否か。外部から倫理的妥当性についての意見も含めて聴くことにより補完されるものであるのか否か。

(3)第 1 号において不足している専門性について、例えば、調査・審議することとなった治験審査委員会の委員に新たに専門家を加える等の方法により補完することはできないか。

(4)第 1 号において不足している専門性を補完する方法として前号において考慮したものは、治験の開始から終了に至るまで継続的に治験に関する調査・審議を行うことができるものであるか否か。

(5)第 1 号において不足している専門性を補完する方法として第 3 号において考慮したものが、他の治験審査委員会に特定の専門的事項についての調査・審議を行わせることである場合には、当該他の治験審査委員会と当該治験について調査・審議することとなった治験審査委員会の間で無用な審議の重複を避ける一方で、必要な情報は共有するといった適切な役割分担と連携が可能であるか否か。

3 病院長が本条第 1 項の規定により専門的事項に関して外部治験審査委員会に意見を聴く場合には第 1 4 条の各項の規定を準用し、事前に当該専門治験審査委員会の設置者と学長が契約を締結する。契約にあたっては、以下の内容を含むものとする。

(1)当該契約を締結した年月日

(2)当院及び当該治験審査委員会の設置者の名称及び所在地

(3)当該契約に係る業務の手順に関する事項

(4)当該専門治験審査委員会が調査・審議を行う特定の専門的事項の範囲及び当該専門治験審査委員会が意見を述べるべき期限

(5)被験者の秘密の保全に関する事項

(6)その他必要な事項

4 病院長は、専門治験審査委員会が意見を述べたときは速やかに当該意見を第 3 条第 1 項の規定により意見を聴いた治験審査委員会に報告しなければならない。

(外部治験審査委員会への依頼等)

第 17 条 病院長は外部治験審査委員会に審査を依頼する場合、外部治験審査委員会の求めに応じて関連する資料の提出等を行う。

2 病院長は第 3 3 条に規定する治験事務局に当該外部治験審査委員会の審査依頼等、院内の手続きに関

わる事務業務を行わせる。

3 病院長は審査依頼を行った治験について外部治験審査委員会より、治験概要等の説明を依頼された場合は治験責任医師もしくは治験分担医師にこれを行わせる。

第4章 治験責任医師の業務

(治験責任医師の要件)

第18条 治験責任医師は、以下の要件を満たさなくてはならない。

- (1) 治験責任医師は、教育・訓練及び経験によって、治験を適正に実施しうる者であること。また、治験責任医師は、このことを証明する最新の履歴書（(医)書式1）を、病院長に提出すること。
- (2) 治験責任医師は、治験実施計画書、最新の治験薬概要書、製品情報及び治験薬提供者が提供するその他の文書に記載されている治験使用薬の適切な使用方法に、十分精通していること。
- (3) 治験責任医師は、医薬品医療機器等法及びGCP省令を熟知し、これを遵守すること。
- (4) 治験責任医師は、モニタリング及び監査並びに治験審査委員会並びに規制当局による調査を受入れること。治験責任医師は、モニター、監査担当者、治験審査委員会又は規制当局の求めに応じて、原資料等全ての治験関連記録を直接閲覧に供すること。
- (5) 治験責任医師は、募集期間内に必要数の適格な被験者を集めることが可能であることを過去の実績等により示すこと。
- (6) 治験責任医師は、期間内に治験を適正に実施し、終了するに足る時間を有していること。
- (7) 治験責任医師は、治験を適正かつ安全に実施するため、治験の予定期間中に十分な数の治験分担医師及び治験協力者等の適格なスタッフを確保でき、また、適切な設備を利用できるものであること。
- (8) 治験責任医師は、治験関連の重要な業務の一部を治験分担医師又は治験協力者に分担させる場合には、治験分担医師・治験協力者リスト（(医)書式2）を作成し、予め病院長に提出し、その了承を受けること。
- (9) 治験責任医師は、治験分担医師、治験協力者等に治験実施計画書、治験使用薬及び各人の業務について十分な情報を与え、指導及び監督すること。
- (10) GCP省令第42条に定める治験責任医師の要件を満たしている者。
- (11) 本学の教授、准教授、講師又は助教及びこれらに相当し治験審査委員会が認めたもの。

(被験者となるべき者の選定)

第19条 治験責任医師は、次に掲げるところにより、治験実施計画書の被験者となるべき者を選定しなければならない。

- (1) 人権保護の観点から、治験実施計画書に定められた選択基準及び除外基準に基づき、被験者の健康状態、症状、年齢、性別、同意能力、治験責任医師及び治験分担医師との依存関係、他の治験への参加の有無等を考慮のうえ、治験に参加を求めることの適否について慎重に検討すること。
- (2) 同意の能力を欠く者については、当該治験の目的上、被験者とするのがやむを得ない場合を除き、原則として被験者としない。
- (3) 治験に参加しないことにより不当な不利益を受けるおそれがある者を被験者とする場合には、特に慎重な配慮を払うこと。

（手続き等）

第 20 条 治験責任医師は、診療科長等と協議の上、治験実施申請書（（医）書式 3）を病院長に提出すること。

2 治験責任医師は、治験実施計画書について、当該治験を実施することの倫理的及び科学的妥当性について十分検討すること。治験実施計画書が改訂される場合も同様とすること。

3 治験責任医師は、治験実施の申請を行う前に、被験者より治験の参加に関する同意を得るために用いる同意文書及び説明文書を作成すること。また、作成にあたっては、必要に応じ治験薬提供者から予め作成に必要な資料の提供を受けることができる。

（実施等）

第 21 条 治験責任医師は、治験実施前及び治験期間を通じて、治験責任医師が提出すべき審査資料等を最新のものにすること。該当する審査資料等が追加、更新又は改訂された場合には、その全てを速やかに病院長に提出すること。

2 治験責任医師は、治験審査委員会が当該治験の実施又は継続を承認し、又は何らかの修正を条件に治験の実施又は継続を承認し、これに基づく病院長の指示・決定が文書（治験審査結果通知書（（医）書式 5）又は治験に関する指示・決定通知書（（医）参考書式 1））で通知された後に、その決定に従って治験を開始又は継続すること。又は、治験審査委員会が実施中の治験に関して承認した事項を取消し（治験の中止又は中断を含む）、これに基づく病院長の指示・決定が文書（治験審査結果通知書（（医）書式 5））で通知された場合には、その決定に従うこと。

3 治験責任医師は、第 29 条第 1 項で規定する場合を除いて、治験実施計画書を遵守して治験を実施すること。

4 治験責任医師は、治験の実施期間中に審査資料等が追加、更新又は改訂された場合には、その内容を確認し治験に関する変更申請書（（医）書式 10）及び該当する審査資料等の全てを速やかに提出するとともに、変更の可否について病院長の指示・決定を文書（治験審査結果通知書（（医）書式 5）又は治験に関する指示・決定通知書（（医）参考書式 1））により受けること。

（治験使用薬の使用等）

第 22 条 治験責任医師又は治験分担医師は、治験使用薬が承認された治験実施計画書を遵守した方法でのみ使用されることを保証すること。

2 治験責任医師又は治験分担医師は、治験使用薬の正しい使用方法を各被験者に説明、指示し、当該治験にとって適切な間隔で、各被験者が説明された指示を正しく守っているか否かを確認すること。

（治験中の副作用等報告）

第 23 条 治験責任医師は、実施中の治験において少なくとも年 1 回、病院長に治験実施状況報告書（（医）書式 11）を提出すること。

2 治験責任医師は、治験実施中に重篤な有害事象が発生した場合には、速やかに病院長（一つの治験実施計画書に基づき共同で複数の実施医療機関において治験を実施する場合には他の実施医療機関の治験責任医師を含む。）及び治験薬提供者に文書（（医）書式 12 又は 14、19 及び詳細記載用書式）で報告するとともに、治験の継続の可否について、病院長の指示・決定を文書（治験審査結果通知書（（医）書式 5）又は治験に関する指示・決定通知書（（医）参考書式 1））により受けること。

(症例報告書等)

第 24 条 治験責任医師又は治験分担医師は、治験実施計画書に従って正確に症例報告書を作成し、その内容を点検し、問題がないことを確認したときに、氏名を記載し、適切に保存すること。また、治験責任医師は、治験分担医師が作成した症例報告書について、その内容を点検し、問題がないことを確認した上で、氏名を記載し、適切に保存すること。

(治験の中止等)

第 25 条 治験責任医師は、治験を中止、中断又は終了した場合には、速やかに病院長に治験終了（中止・中断）報告書（（医）書式 17）を提出すること。

2 治験責任医師は、治験が何らかの理由で中止又は中断された場合には、被験者に速やかにその旨を通知し、被験者に対する適切な治療、事後処理、その他必要な措置を講じること。

(治験責任医師等の変更)

第 26 条 治験責任医師は、異動等のやむを得ない事情により治験を継続できない場合には、速やかに診療科長等と協議のうえ後任の治験責任医師を決定し、治験に関する変更申請書（（医）書式 10）、後任の治験責任医師より、治験分担医師・治験協力者リスト（（医）書式 2）、履歴書（（医）書式 1）を病院長に提出すること。

2 治験責任医師は、治験分担医師を異動等により変更する場合には、治験に関する変更申請書（（医）書式 10）、治験分担医師・治験協力者リスト（（医）書式 2）、及び必要に応じて治験分担医師の履歴書（（医）書式 1）を速やかに病院長に提出すること。

3 治験責任医師は、治験協力者を異動等により変更する場合には、治験分担医師・治験協力者リスト（（医）書式 2）を速やかに病院長に提出すること。

(被験者の同意の取得)

第 27 条 治験責任医師及び治験分担医師は、被験者が治験に参加する前に、被験者に対して GCP 省令等に掲げる事項を記載した説明文書を用いて十分に説明し、治験への参加について自由意思による同意を同意文書により得ること。なお、治験参加に伴う交通費等の負担軽減がある場合には、そのことについて十分説明し、被験者負担軽減費の受け取りについても、この同意文書により併せて得ること。

2 同意文書には、説明を行った治験責任医師又は治験分担医師、並びに被験者又は代諾者が説明文書の内容を十分に理解した上で、治験に参加することに同意する旨を記載した同意文書に署名し、各自日付を記入すること。なお、治験協力者が補足的な説明を行った場合には、当該治験協力者も同様とすること。また、被験者が自書できない場合、GCP 省令 52 条第 1 項を遵守し代筆者が同意文書に記入すること。

3 治験責任医師又は治験分担医師は、被験者が治験に参加する前に、前 2 項による説明文書及び同意文書の写しを被験者に渡すこと。また、被験者が治験に参加している間に、説明文書が改訂された場合も、その都度、同様とすること。

4 治験責任医師、治験分担医師及び治験協力者は、治験への参加又は治験への参加の継続に関し、被験者に強制したり又は不当な影響を及ぼさないこと。

5 同意文書及び説明文書並びに説明に際して口頭で提供される情報には、被験者に権利を放棄させるか

それを疑わせる語句、又は治験責任医師、治験分担医師、治験協力者、医療機関、治験薬提供者の法的責任を免除するかそれを疑わせる語句が含まれていないこと。

6 同意文書及び説明文書並びに説明に際して口頭で提供される情報は、被験者が理解可能で、可能な限り非専門的な言葉を用いること。

7 治験責任医師又は治験分担医師は、同意を得る前に、被験者が質問をする機会と、治験に参加するか否かを判断するのに十分な時間を与えること。その際、当該治験責任医師、治験分担医師又は補足的説明者としての治験協力者は、全ての質問に対して被験者が満足するように答えること。

8 被験者の同意に関連し得る新たな重要な情報が得られた場合には、治験責任医師は、速やかに当該情報に基づき同意文書及び説明文書を改訂し、予め治験審査委員会の承認を得ること。また、治験責任医師又は治験分担医師は、すでに治験に参加している被験者に対して、当該情報を被験者に速やかに伝え、治験に継続して参加するか否かについて、被験者の意思を確認するとともに、改訂された同意文書及び説明文書を用いて改めて説明し、治験への参加の継続について被験者から自由意思による同意を文書により得ること。

9 治験への参加の継続についての被験者の意思に影響を与える可能性のある情報が得られた場合には、治験責任医師又は治験分担医師は、当該情報を速やかに被験者に伝え、被験者の治験への参加の継続について、被験者の意思を確認すること。

この場合にあっては、当該情報を被験者に伝えたことを文書に記録しておくこと。

10 被験者の同意取得が困難な場合、非治療的治験を実施する場合、緊急状況下における救命的治験の場合及び被験者が同意文書及び説明文書を読めない場合については、GCP省令第50条2項及び第3項、第52条第3項及び第4項並びに第55条を遵守すること。

（被験者に対する医療）

第28条 治験責任医師は、治験に関連する医療上の全ての判断に責任を負うこと。

2 病院長及び治験責任医師は、被験者の治験参加期間中及びその後を通じ、治験に関連した臨床上問題となる全ての有害事象に対して、十分な医療が被験者に提供されることを保証すること。また、治験責任医師又は治験分担医師は、有害事象に対する医療が必要となったことを知った場合には、被験者にその旨を伝えること。

3 治験責任医師又は治験分担医師は、被験者に他の主治医がいるか否かを確認し、被験者の同意のもとに、主治医に被験者の治験への参加について知らせること。

4 被験者が治験の途中で参加を取り止めようとする場合、又は取り止めた場合には、被験者はその理由を明らかにする必要はないが、治験責任医師又は治験分担医師は、被験者の権利を十分に尊重した上で、その理由を確認するための適切な努力を払うこと。

（治験実施計画書からの逸脱）

第29条 治験責任医師又は治験分担医師は、治験審査委員会の事前の審査に基づく文書による承認を得ることなく、治験実施計画書からの逸脱又は変更を行ってはならない。ただし、被験者の緊急の危険を回避するためのものである等医療上やむを得ない場合又は治験の事務的事項（例：実施医療機関の名称・診療科名の変更、実施医療機関の所在地又は電話番号の変更、モニターの変更）のみに関する変更である場合には、この限りではない。

2 治験責任医師又は治験分担医師は、治験実施計画書から逸脱した行為を理由のいかんによらずすべて

記録しておくこと。

3 治験責任医師は、被験者の緊急の危険を回避するためその他医療上やむを得ない理由により治験実施計画書に従わなかった場合を除き、治験の実施に重大な影響を与え、又は被験者の危険を増大させるような逸脱について、治験実施計画書からの重大な逸脱に関する報告書(香川大(医)書式3)により、速やかに病院長へ報告すること。

4 治験責任医師は、被験者の緊急の危険を回避するためその他医療上やむを得ない理由により治験実施計画書に従わなかった場合には、病院長にその旨及びその理由を記載した緊急の危険を回避するための治験実施計画書からの逸脱に関する報告書((医)書式8)を直ちに提出すること。

なお、提出された内容については、病院長を経由して治験審査委員会等に速やかに報告すること。

第5章 治験薬又は治験使用薬等の管理

(治験薬又は治験使用薬等の管理)

第30条 病院長は、治験薬等管理者として薬剤部長又は副薬剤部長を指名し、病院内で実施される治験使用薬等を管理させること。ただし、当該治験が医薬部外品又は医療機器に係るものであるときは、治験責任医師を治験薬等管理者に指名し、医薬部外品又は医療機器等を管理させること。また、当該治験が再生医療等製品に係るものであるときは、治験責任医師を治験薬等管理者に指名し、治験製品を管理させること。治験薬等がコンビネーション製品の場合、病院長はコンビネーション製品の性質に応じ、適切な治験薬等管理者を指名すること。

なお、治験薬等管理者は必要に応じて治験薬等管理補助者を指名し、治験薬等の保管、管理を行わせることができる。

2 治験薬等管理者は、自ら治験を実施する者が作成した治験使用薬等の取扱い及び保管・管理並びにこれらの記録に際して従うべき指示を記載した手順書及びGCP省令を遵守し適正に治験薬等を保管・管理する。但し、治験薬以外の自ら治験を実施する者が作成した若しくは入手した、又は治験薬提供者から提供を受けた以外の治験使用薬であって、在庫として保管するものの中から使用する治験使用薬については、院内において定められた取扱い、保管、管理、処方等に係る手順書に基づき対応すること。

3 治験責任医師は、治験の内容(治験使用薬の性質、投与経路及び投与期間等)、被験者の状態等を考慮し、必要な手順を定めた上で、被験者宅に治験使用薬を届けることができる。

4 病院長は、運搬業者を用いて被験者宅に治験使用薬を配送する場合には、第34条の規定に基づき、契約を締結すること。

第6章 記録等の保存

(記録等の保存責任者)

第31条 病院長は、治験取扱規程細則第17条に基づき、保存すべき記録等の保存責任者を置くこと。

2 保存責任者は、保存中の記録が直接閲覧に供される場合、これに自ら立ち会うあるいは適当なものを指名して立ち会わせること。

(記録等の保存期間)

第32条 病院長は、保存すべき記録等を次に定める期間まで保存すること。ただし、自ら治験を実施す

る者がこれよりも長期間の保存期間を必要とするときには、保存期間及び保存方法について別途協議すること。

(1) 当該医薬品等に係る製造販売承認取得日（開発中止の場合には中止決定の通知を受けた日から3年が経過した日。ただし再生医療等製品で医薬品医療機器等法第23条の2第1項の規定により条件及び期限を付したものを除く。）又は、治験の中止若しくは終了後3年が経過した日のいずれか遅い日

(2) 治験薬が特定生物由来製品となることが見込まれるもの並びに治験製品が指定再生医療等製品となることが見込まれるものにあつては、その使用記録を使用した日から起算して20年間

2 病院長は、自ら治験を実施する者より前項にいう医薬品等に係る製造販売承認取得、開発中止の連絡を受けること。

3 保存責任者は、保存すべき記録等が前項に定める期間中に紛失又は廃棄されることがないように、また、求めに応じて提示できるよう措置を講じておくこと。

第7章 治験事務局

（治験事務局の設置及び業務）

第33条 病院長は、治験の実施に関する事務を行うものを指定し、臨床研究支援センター内に治験事務局を設けること。なお、治験事務局は、治験審査委員会事務局を兼ねること。

2 臨床研究支援センターは、以下の者で構成する。

(1) センター長：病院長が指名する者

(2) 副センター：病院長が指名する者

(3) 職員：臨床研究支援センター長が必要と認めた者

3 臨床研究支援センター業務に関する必要な事項は別に定めること。

第8章 業務の委託

（業務委託の契約）

第34条 自ら治験を実施しようとする者又は病院長は、治験の実施の準備及び管理に係る業務又は治験の実施に係る業務の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を記載した文書により当該受託者との契約を締結しなければならない。

(1) 当該委託に係る業務の範囲

(2) 当該委託に係る業務の手順に関する事項

(3) 前号の手順に基づき当該委託に係る業務が適正かつ円滑に行われているかどうかを自ら治験を実施しようとする者又は病院長が確認することができる旨

(4) 当該受託者に対する指示に関する事項

(5) 前号の指示を行った場合において当該措置が講じられたかどうかを自ら治験を実施しようとする者又は病院長が確認することができる旨

(6) 当該受託者が自ら治験を実施しようとする者又は病院長に対して行う報告に関する事項

(7) 治験の実施の準備及び管理に係る業務の一部を委託する場合には、当該委託する業務に係る被験者に対する補償措置に関する事項

(8) その他当該委託に係る業務について必要な事項

第9章 自ら治験を実施しようとする者の業務（治験の準備）

（治験実施体制）

第35条 自ら治験を実施しようとする者は、治験の実施の準備及び管理に関して必要とされる以下に掲げる業務手順書を作成しなければならない。

- （1）治験実施計画書及び症例報告書の見本作成に関する手順書
- （2）治験薬概要書の作成に関する手順書
- （3）説明文書の作成に関する手順書
- （4）被験者の健康被害の補償に関する手順書
- （5）治験使用薬の管理に関する手順書
- （6）モニタリングに関する手順書
- （7）安全性情報の取扱いに関する手順書
- （8）監査に関する計画書及び業務に関する手順書
- （9）多施設共同治験において実施医療機関間の調整を行う医師若しくは歯科医師（以下「治験調整医師」という）又は複数の医師若しくは歯科医師（以下「治験調整委員会」という）への業務の委嘱の手順書
- （10）効果安全性評価委員会（独立データモニタリング委員会）の審議に関する手順書
- （11）記録の保存に関する手順書
- （12）その他治験が適正かつ円滑に行われることを確保するために必要とされる手順書

2 自ら治験を実施しようとする者は、実施医療機関及び治験に係るその他の施設又は当該治験に関与するスタッフがGCP省令及び治験実施計画書及び本手順書を遵守していない場合には、遵守を確保すべく迅速な措置を講じなければならない。また、被験者保護や治験結果の信頼性に重大な影響を与える又は与えるおそれがある不遵守が発覚した場合には、自ら治験を実施しようとする者は、根本原因を分析し、適切な是正措置及び予防措置を講じなければならない。

3 自ら治験を実施しようとする者は、医師、歯科医師、薬剤師その他の治験の実施の準備及び管理に係る業務を行うことにつき必要な専門的知識を有する者を確保し、治験の実施体制を整備しなければならない。

治験の実施の準備及び管理に係る業務を行うことにつき必要な専門的知識を有する者とは、治験に関する医学的な問題について適切な助言を行う医学の専門家、並びに治験実施計画書、治験薬概要書等の作成・改訂、データの取扱い、統計解析の実施、総括報告書の作成等、治験の全過程を通じて活用されるべき実施医療機関内部及び外部の専門家（例：生物統計学者、臨床薬理学者等）を含むものである。

（非臨床試験等の実施又は試験成績等の入手）

第36条 自ら治験を実施しようとする者は、被験薬の品質、毒性及び薬理作用に関する試験その他治験を実施するために必要な試験を終了していなければならない。

2 治験薬提供者がこれらの試験を既に実施している場合は、自ら治験を実施しようとする者は、治験薬提供者と協議の上、治験実施時点における科学的水準に照らし適正な被験薬の品質、有効性及び安全性に関する情報等、必要な書類を入手する。入手にあたっては、必要に応じ、必要な資料又は情報の提供が受けられるよう、治験薬提供者と協議し、契約を締結するなど必要な措置を講じ、その実行を担保すること。

(治験実施計画書の作成及び改訂)

第 37 条 自ら治験を実施しようとする者は、以下に掲げる事項を記載した治験実施計画書を作成しなければならない。

- (1) 自ら治験を実施しようとする者の氏名及び住所
- (2) 治験の実施の準備及び管理に係る業務の一部を委託する場合にあっては、当該受託者の氏名、住所及び当該受託に係る業務の範囲
- (3) 治験の実施に係る業務の一部を委託する場合にあっては、当該受託者の氏名、住所及び当該受託に係る業務の範囲
- (4) 実施医療機関の名称及び所在地
- (5) 治験の目的
- (6) 治験使用薬の概要
- (7) 治験薬提供者の氏名及び住所
- (8) 治験の方法
- (9) 被験者の選定に関する事項
- (10) 原資料の閲覧に関する事項
- (11) 記録（データを含む。）の保存に関する事項
- (12) G C P 省令第 2 6 条の 4 の規定により治験調整医師に委嘱した場合にあっては、その氏名
- (13) G C P 省令第 2 6 条の 4 の規定により治験調整委員会に委嘱した場合にあっては、これを構成する医師又は歯科医師の氏名
- (14) G C P 省令第 2 6 条の 5 に規定する効果安全性評価委員会を設置したときは、その旨

2 自ら治験を実施しようとする者は、当該治験が被験者に対して治験薬の効果を有しないこと及び G C P 省令第 5 0 条第 1 項の同意を得ることが困難な者を対象にすることが予測される場合には、その旨及び次に掲げる事項を治験実施計画書に記載すること。

- (1) 当該治験が G C P 省令第 5 0 条第 1 項の同意を得ることが困難と予測される者を対象にしなければならないことの説明
- (2) 当該治験において、予測される被験者への不利益が必要な最小限度のものであることの説明

3 自ら治験を実施しようとする者は、当該治験が G C P 省令第 5 0 条第 1 項及び第 2 項の同意を得ることが困難と予測される者を対象にしている場合には、その旨及び以下に掲げる事項を治験実施計画書に記載しなければならない。

- (1) 当該被験薬が、生命が危険な状態にある傷病者に対して、その生命の危険を回避するため緊急に使用される医薬品として、製造販売の承認を申請することを予定しているものであることの説明
- (2) 現在における治療方法では被験者となるべき者に対して十分な効果が期待できないことの説明
- (3) 被験薬の使用により被験者となるべき者の生命の危険が回避できる可能性が十分にあることの説明
- (4) G C P 省令第 2 6 条の 5 に規定する効果安全性評価委員会が設置されている旨

4 自ら治験を実施しようとする者は、被験薬の品質、有効性及び安全性に関する事項その他の治験を適正に行うために重要な情報を知ったときは、必要に応じ、当該治験実施計画書を改訂する。

(治験薬概要書の作成及び改訂)

第 38 条 自ら治験を実施しようとする者は、第 3 6 条で規定した情報に基づいて以下に掲げる事項を記

載した治験薬概要書を作成すること。ただし、治験薬提供者から治験薬概要書の提供を受けることが可能な場合は、その内容を確認すること。

(1) 被験薬の化学名又は識別記号

(2) 品質、毒性、薬理作用その他の被験薬に関する事項

(3) 臨床試験が実施されている場合にあっては、その試験成績に関する事項

2 既に国内で市販されている薬剤等を治験薬とする場合においては、インタビューフォーム等の資料を治験薬概要書の一部として使用することが可能である。その際は、治験薬提供者と協議の上、最新の安全性情報を治験薬提供者から遅延なく入手すること。

3 自ら治験を実施しようとする者は、被験薬の品質、有効性及び安全性に関する事項その他の治験を適正に行うために重要な情報を知ったときは、必要に応じ、当該治験薬概要書を改訂すること。

(説明文書の作成及び改訂)

第 39 条 自ら治験を実施しようとする者は、被験者から治験への参加の同意を得るために用いる説明文書を作成すること。なお、必要に応じ、必要な資料又は情報の提供について、治験薬提供者と協議し、契約を締結するなど必要な措置を講じ、その実行を担保すること。また、必要な場合にはこれを改訂すること。作成又は改訂された当該文書は、予め治験審査委員会の承認が得られていなければならない。

(被験者に対する補償措置)

第 40 条 自ら治験を実施しようとする者は、治験に関連して被験者に生じた健康被害（治験の実施の準備、管理又は実施に係る業務の一部を委託した場合に生じたものを含む。）に対する補償措置として、保険への加入の措置、副作用等の治療に関する医療体制の提供その他必要な措置を講ずること。

なお、自ら治験を実施する者及び病院長は、治験に関連して被験者に生じた健康被害に対する補償措置を履行するために、補償に係る手順書を定めておくこと。

(病院長への文書の事前提出)

第 41 条 自ら治験を実施しようとする者は、あらかじめ、第 2 条 2 項の手順に基づき必要資料を病院長に提出し、治験の実施の承認を得なければならない。なお、病院長の承認を得たことを証するため、自ら治験を実施しようとする者及び病院長は、治験実施計画書又は医師主導治験の実施に関する合意書（香川大（医）書式 2）に合意すること。

(治験計画等の届出)

第 42 条 自ら治験を実施しようとする者は、医薬品医療機器等法第 80 条の 2 第 2 項及び医薬品医療機器等法施行規則第 269 条の規定により、その計画を厚生労働大臣に届け出ること。

2 自ら治験を実施しようとする者は、本条第 1 項の届出後に医薬品医療機器等法施行規則第 270 条の規定により当該届出に係る事項を変更したとき又は当該届出に係る治験を中止し、若しくは終了したときは、その内容及び理由等を厚生労働大臣に届け出ること。

3 治験計画等の届出については、「自ら治験を実施しようとする者による薬物に係る治験の計画の届出等に関する取扱いについて」（平成 20 年 8 月 15 日薬食審査発第 0815001 号）に従い届け出ること。

なお、当該通知が改訂等された場合にはその改訂等に従うこと。

4 本条第 1 項及び第 2 項の治験実施計画書に基づく治験計画等の届出は治験調整医師又は治験調整委

員会に委嘱することができる。

(情報の公開)

第 43 条 自ら治験を実施しようとする者は、治験を実施するに当たり世界保健機関が公表を求める事項その他治験実施の透明性の確保及び国民の治験への参加の選択に資する事項をあらかじめ公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 自ら治験を実施した者は、治験を中止し、又は終了したときは、原則として治験を中止した日又は終了した日のいずれか早い日から一年以内にその結果の概要を作成し、公表しなければならない。

第 10 章 自ら治験を実施する者の業務（治験の管理）

(治験薬又は治験使用薬の品質の確保・入手・管理等)

第 44 条 自ら治験を実施する者は、治験薬の品質の確保のために必要な構造設備を備え、かつ、適切な製造管理及び品質管理の方法が採られている製造所において製造された治験薬を用いて治験を実施しなければならない。

2 自ら治験を実施する者は、自ら治験薬を製造しない場合、治験薬提供者から治験薬 GMP 通知の要件を満たす治験薬を入手すべく、治験薬の品質確保に関して治験薬提供者との間で文書等により明確な取り決め等を行うこと。

明確に取り決めておく事項には、次の項目があげられる。

- (1) 治験薬の提供時期、提供手段、必要数量
- (2) 治験薬製造記録の提供
- (3) 治験終了時までの治験薬ロットサンプルの保存
- (4) 治験薬ロットサンプルの経時的分析記録の提供

3 自ら治験を実施する者は、下記の事項を自ら遵守するとともに治験薬提供者から治験薬の提供を受ける場合は治験薬提供者にその遵守を求める。

(1) 治験薬の容器又は被包に次に掲げる事項を邦文で記載しなければならない。但し、国際共同治験において複数の国や地域に英文で記載された共通の治験薬を用いる場合又は欧米等で承認のある未承認薬用いたブリッジング試験等の場合は、治験実施計画書にその旨を記載し、治験審査委員会の承認を得たものについては、英文で記載できる。

- ・ 治験用である旨
- ・ 自ら治験を実施する者の氏名並びに住所
- ・ 化学名又は識別番号
- ・ 製造番号又は製造記号
- ・ 貯蔵方法、使用期限等を定める必要のあるものについては、その内容

(2) 治験薬に添付する文書、その治験薬又はその容器若しくは被包（内袋を含む。）には、次に掲げる事項を記載してはならない。

- ・ 予定される販売名
- ・ 予定される効能又は効果
- ・ 予定される用法又は用量

4 自ら治験を実施する者は、厚生労働大臣に治験計画の届出が受理されるまで、治験薬の提供を受けて

はならない。ただし、「医薬品医療機器等法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律の一部の施行について」（平成15年5月15日付医薬発第0515017号）の記のⅢの（2）のイ、「「医薬品の臨床試験及び製造販売承認申請のための非臨床試験安全性試験の実施20施についてのガイダンス」について」（平成22年2月19日薬食審査発0219第4号）で定義されているマイクロドーズ臨床試験及びマイクロドーズ臨床試験以降初めて届出る治験にあっては、治験計画の届出提出後30日を経過した後でなければ、治験薬の提供を受けてはならないこと。

5 自ら治験を実施する者は、盲検下の治験では、治験薬のコード化及び包装に際して、医療上の緊急時に当該治験薬がどの薬剤であるかを直ちに識別できるよう必要な措置を講じておくこと。また、盲検下の治験では盲検が破られたことを検知できるよう必要な措置を講ずること。6 自ら治験を実施する者は、治験薬の輸送及び保存中の汚染や劣化を防止するため必要な措置を講じておくこと。

7 自ら治験を実施する者は、治験薬又は治験使用薬に関する下記の事項の記録を作成し、又は入手しなければならない。

（1）治験薬の製造年月日、製造方法、製造数量等の製造に関する記録及び治験薬の安定性等の品質に関する試験の記録

（2）治験使用薬を入手し、又は治験薬提供者から提供を受けた場合にはその数量及び年月日の記録

（3）治験使用薬の処分の記録

8 自ら治験を実施する者は、治験の実施の承認後遅滞なく、病院内における治験使用薬の管理に関する手順書を作成し、これを実施医療機関に交付すること。なお、治験薬以外の自ら治験を実施する者が作成した若しくは入手した、又は治験薬提供者から提供を受けた以外の治験使用薬であって、実施医療機関が在庫として保管するものの中から使用する治験使用薬については、自ら治験を実施する者は、実施医療機関において定められた取扱い、保管、管理、処方等に係る手順等に基づき対応すること。また、必要に応じ、治験薬の溶解方法その他の取扱方法を説明した文書を作成し、これを治験分担医師、治験協力者及び第30条第1項に規定する治験薬等管理者に交付すること。

（治験調整医師及び治験調整委員会）

第45条 自ら治験を実施する者は、一の治験実施計画書に基づき複数の実施医療機関において共同で治験を実施する場合には、当該実施医療機関における当該治験実施計画書の解釈その他の治験の細目について調整する業務を治験調整医師又は治験調整委員会に委嘱することができる。

2 自ら治験を実施する者が、治験調整医師あるいは治験調整委員会に委嘱できる業務としては以下のものがあげられる。

（1）治験中に生じた治験実施計画書の解釈上の疑義の調整

（2）治験の計画の届出

（3）他の実施医療機関の治験責任医師への副作用情報の通知に関する業務

（4）厚生労働大臣への副作用等報告の業務

（5）その他の治験の細目についての複数医療機関間の調整

3 自ら治験を実施する者は、治験調整医師又は治験調整委員会に委嘱する場合には、その業務の範囲、手順その他必要な事項を記載した文書を当該治験ごとに作成すること。

（効果安全性評価委員会の設置）

第46条 自ら治験を実施する者は、治験の継続の適否又は治験実施計画書の変更について審議させるた

めに効果安全性評価委員会を設置することができる。

2 効果安全性評価委員会は、治験の継続の適否又は治験実施計画書の変更について審議するための委員会であり、治験の進行、安全性データ及び重要な有効性エンドポイントを適切な間隔で評価するものである。また、自ら治験を実施する者、治験責任医師等、治験調整医師、治験審査委員会の委員、治験薬提供者及び病院長は効果安全性評価委員会の委員になることはできない。

3 自ら治験を実施する者は、効果安全性評価委員会を設置した場合には委員会と協議の上、審議に関する手順書を作成し、これに従って審議を行わせること。また、審議を行ったときは、その審議の記録を作成し、これを保存すること。

4 効果安全性評価委員会の設置が必要とされる治験は、当該治験の中間段階において治験の継続等の評価を行うための具体的な基準（症例数、対照群との有意水準・p 値等、設定根拠等）を明確化し、予め治験実施計画書に記載すること。

（治験に関する副作用等の報告）

第 47 条 自ら治験を実施する者は、治験使用薬の品質、有効性及び安全性に関する事項その他の治験を適正に行うために必要な情報を収集し、及び検討するとともに、病院長に対し、これを提供すること。

2 自ら治験を実施する者は、治験使用薬について医薬品医療機器等法第 80 条の 2 第 6 項に規定する事項を知ったときは、直ちにその旨を安全性情報等に関する報告書（（医）書式 16）にて病院長（一の実施計画書に基づき共同で複数の実施医療機関において治験を実施する場合には他の実施医療機関の治験責任医師を含む。）に通知すること。

3 自ら治験を実施する者は、治験使用薬の品質、有効性及び安全性に関する事項その他の治験を適正に行うために重要な情報を知ったときは、必要に応じ、治験実施計画書、治験薬概要書を改訂すること。治験実施計画書の改訂及び治験薬概要書の改訂については第 37 条及び第 38 条に従うこと。

（モニタリングの実施等）

第 48 条 自ら治験を実施する者は、当該治験のモニタリングに関する手順書を作成し、治験審査委員会の意見を踏まえて、当該手順書に従って、モニタリングを実施させること。

2 自ら治験を実施する者は、モニタリングに必要な科学的及び臨床的知識を有する者をモニターとして指名すること。モニターの要件はモニタリングの実施に関する手順書に明記すること。なお、モニターは当該モニタリングの対象となる実施医療機関において当該治験に従事してはならない。

3 第 1 項の規定によりモニタリングを実施する場合には、実施医療機関において実地に行わなければならない。ただし、他の方法により十分にモニタリングを実施することができる場合には、この限りではない。

4 モニターは、実施医療機関において実地にモニタリングを行い、原資料を直接閲覧すること等により治験が適切に実施されていること及びデータの信頼性が十分に保たれていることを確認し、その都度モニタリング報告書を作成し、自ら治験を実施する者及び病院長に提出すること。モニタリング報告書には、日付、場所、モニターの氏名、治験責任医師又はその他の接触した相手の氏名、モニターが点検した内容の要約及び重要な発見事項あるいは事実、逸脱及び欠陥、結論、治験責任医師等に告げた事項並びに講じられた若しくは講じられる予定の措置及び G C P 省令等の遵守を確保するために推奨される措置に関するモニターの見解等を記載すること。

5 自ら治験を実施する者は、モニタリング報告書に関して行った点検とフォローアップについて、自

ら治験を実施する者が指名する者に文書化させること。

（監査）

第 49 条 自ら治験を実施する者は、当該治験の監査に関する計画書及び業務に関する手順書を作成し、治験審査委員会の意見を踏まえて、当該計画書及び手順書に従って、監査を実施させること。

2 自ら治験を実施する者は、教育・訓練と経験により監査を適切に行いうる要件を満たしている者を監査担当者として指名すること。監査担当者の要件は監査に関する手順書に明記すること。なお、監査担当者は当該監査に係る実施医療機関において当該治験の実施（その準備及び管理を含む。）及びモニタリングに従事してはならない。

3 監査担当者は、監査を実施した場合には、監査で確認した事項を記録した監査報告書及び監査が実施されたことを証明する監査証明書を作成し、これを自ら治験を実施する者及び病院長に提出すること。監査報告書には、監査担当者の氏名、報告書作成日、被監査部門名、監査の対象、監査実施日、監査結果（必要な場合には改善提案を含む）及び当該報告書の提出先を記載すること。監査証明書には、証明した日付及び証明者を明記すること。

（治験の中止等）

第 50 条 自ら治験を実施する者は、実施医療機関が G C P 省令又は治験実施計画書に違反することにより適正な治験に支障を及ぼしたと認める場合（G C P 省令第 4 6 条に規定する場合を除く。）には、当該実施医療機関における治験を中止しなければならない。

2 自ら治験を実施する者は、治験を中断し、又は中止する場合には、速やかにその旨及びその理由を病院長に治験終了（中止・中断）報告書（（医）書式 1 7）により通知すること。

3 自ら治験を実施する者は、当該治験により収集された臨床試験成績に関する資料が承認申請書に添付されないことを知り得た場合には、その旨及びその理由を病院長に開発の中止等に関する報告書（（医）書式 1 8）により通知すること。

4 自ら治験を実施した者は、第 4 3 条第 2 項に規定する結果の概要を作成し、公表しなければならない。

（総括報告書の作成）

第 51 条 自ら治験を実施する者は、治験の終了又は中止にかかわらず、医薬品医療機器等法第 1 4 条第 3 項及び第 8 0 条の 2 に規定する基準、G C P 省令並びに「治験の総括報告書の構成と内容に関するガイドライン」（平成 8 年 5 月 1 日付薬審第 335 号）に従って、総括報告書を作成すること。

なお、多施設共同治験にあつては各自ら治験を実施する者が共同で作成することができる。

2 自ら治験を実施する者は、総括報告書に監査証明書を添付して保存すること。

（記録の保存等）

第 52 条 自ら治験を実施する者は、次に掲げる治験に関する記録(文書及びデータを含む)を、治験薬提供者が被験薬に係る医薬品についての製造販売の承認を受ける日（開発が中止された場合には開発中止が決定された日から 3 年が経過した日。ただし再生医療等製品で医薬品医療機器等法第 2 3 条の 2 6 第 1 項の規定により条件及び期限を付したものを除く。）又は治験の中止若しくは終了の後 3 年を経過した日のうちいずれか遅い日までの期間適切に保存すること。

(1) 治験実施計画書、承認書、総括報告書その他 G C P 省令の規定により自ら治験を実施する者が作成

した文書又はその写し

(2) 症例報告書、G C P省令第32条第7項の規定により通知された文書その他G C P省令の規定により病院長又は治験分担医師から入手した記録

(3) モニタリング、監査その他の治験の実施の基準及び管理に係る業務の記録（前2号及び第5号に掲げるものを除く）

(4) 治験を行うことにより得られたデータ

(5) G C P省令第26条の2第5項に規定する記録

2 自ら治験を実施する者は、前項の記録に関して、その保存を病院長に依頼することができる。

3 自ら治験を実施する者は、実施医療機関及び当該治験に係る審査を行った治験審査委員会において保存すべき記録について、その保存の必要がなくなった場合には、その旨を病院長及び治験審査委員会の設置者に通知すること。

4 自ら治験を実施する者は、当該被験薬に係る医薬品の承認取得後の当該記録の取扱いについて、承認取得者と契約を締結するなど必要な措置を講じておくこと。

5 自ら治験を実施する者は、治験に係る検体等の検査機関（実施医療機関の検査室等を含む。）において、検査が適切に実施されて治験に係るデータが信頼できることを保証するため、当該検査機関における精度管理等を保証する記録等を確認すること。

以上

<附記>

香川大学医学部附属病院医師主導治験に係る標準業務手順書

2006年4月1日 初版作成

2006年9月1日 改訂第2版

2012年8月1日 改訂第2版廃棄

2012年8月1日 第3版作成

2018年12月28日 改訂第4版

2019年2月19日 改訂第4.1版

2020年10月7日 改訂第5版

2023年3月27日 改訂第6版

2024年4月2日 改訂第7版

2025年10月3日 改訂第7.1版

別表：G C P省令各条項の対応表

G C P省令	医療機器G C P省令	再生医療等製品G C P省令
第26条の2第5項	第35条第5項	第35条第5項
第26条の4	第37条	第37条
第26条の5	第38条	第38条
第32条第7項	第51条第7項	第51条第7項
第42条	第62条	第62条
第46条	第66条	第66条
第50条第1項	第70条第1項	第70条第1項
第50条第2項	第70条第2項	第70条第2項
第50条第3項	第70条第3項	第70条第3項
第52条第3項	第72条第3項	第72条第3項
第52条第4項	第72条第4項	第72条第4項
第55条	第75条	第75条